

裁判員裁判における裁判員の家族にも話せない苦痛の実態と軽減策

—親族間の刑事事件の特色を生かした社会的対策—

裁判員経験者ネットワーク 代表世話人 濱田邦夫（弁護士）

共同研究者：牧野茂（弁護士）、大城聰（弁護士）、西村寛子*（臨床心理士）、大西千恵*（カウンセラー）、

*NPO 朝日カウンセリング研究会

＜要　旨＞

本研究は、裁判員裁判に関する裁判員の「家族にも話せない苦痛とこころの負担」の実態を明らかにして、それに基づく「その軽減策」を提示していくことを目的とする。そのためにアプローチ可能な裁判員経験者（以下「経験者」という。）へアンケート調査、及びグループ面談調査を行なった。ここに調査による実態の把握、分析結果を報告する。それにより質問紙による調査結果とグループ面談調査結果では同一の経験者においても「こころの負担」の認識にズレが起こっていたり、グループでの語りから、新たな気づきの内容が浮かび上がってくるという興味深い結果を得た。また、裁判員の親族間の刑事事件への取り組みと「家族との関係性」の捉え直しについても副次的なテーマとして研究を行なっている。裁判員の気持ちを軽くする効果がある経験の分かれ合いには、裁判員に課せられている「守秘義務」の心理的萎縮効果が大きな障害になっていることも明らかになった。本稿では調査結果およびその分析に基づき「こころの負担の軽減策」を提言することとする。

＜キーワード＞裁判員裁判 経験者 家族 ストレス 精神的負担

【はじめに】

前世紀末に端を発した我が国の社会・経済システムの再構築を図る「規制緩和」・「構造改革」から司法の役割を増大させる「司法改革」が行われた。その一つの柱として国民の司法への理解の増進とその信頼の向上を図り、司法の国民的基盤をより強固にするために「裁判員の参加する刑事事件に関する法律（平成18年法律第63号。以下「裁判員法」という。）により導入されたのが「裁判員制度」である。この制度は平成21年5月から施行され抽選で選ばれた市民6名の裁判員と補充裁判員が、3名の職業裁判官と共に重大な刑事裁判（一審）に関与するものである。裁判員制度の開始から6年が経過し、平成27年4月末までに59,000人以上の市民が裁判員（44,100人）・補充裁判員（15,046人）を経験している。（最高裁判所、裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成27年4月末・速報）、以下「平成27年4月末・速報」という。）

裁判員制度の導入は、我が国の刑事司法を国民により分かりやすくするなどの改善をもたらしただけでなく、刑事裁判の人間的要素を際立たせることになっている。すなわち、加害者や被害者の人間像のみならず、裁判員たちの事件や関係者に対する人間的な反応が、審理および評議において大きな要素となっている。それに伴い起きているのが裁判員に生ずる「ストレス」ないし「精神的負担」（本論文中で「こころの負担」という。）の問題である。しかし制度導入時には、裁判員の日程的負担や分かりやすさは論議されたが、こころの負担と心のケアについては、制度上もほとんど手当がなされていない。一方当ネットワークではこの制度開始当初から裁判員のこころの負担とそのケアについて取り組み活動してきており、この問題の大きさに常に注目してきた。本研究は、報道等で一面的に取り扱われてはいてもあまり明らかになっていない裁判員のこころの負担の

実態の多様性を明らかにし、この負担の軽減策を提言することを主な目的としている。

また、我が国の殺人事件その他の刑事事件において、家族が被害者である事例が多い。本研究は、裁判員たちが家族間の犯罪など、刑事事件と家族の関わり合いについてどのように対処しているかを知ることも副次的な研究目的としている。

【方法】

1. 経験者へのアンケート調査

(1) 質問紙

これらの負担に特化した経験者対象質問紙の先行例が見出せなかったので、当ネットワーク主催の交流会等で報告された経験者の語りについて、当ネットワーク所属の弁護士・臨床心理士および協力研究者が討議をかさね、最高裁判所公表資料および回答者への倫理的配慮を行い、計 19 間の質問紙を作成。下位項目は、関与した裁判員裁判、当該裁判における家族・親族の関わり、これらの負担および軽減策、回答者の属性の 4 つ。

(2) 調査の実施状況

質問紙の配布・回収は平成 26 年 12 月から翌年 3 月に実施。質問紙の配布については、まず当ネットワーク登録研究者への協力依頼、当ネットワーク HP への募集案内の掲載、大阪や福岡の経験者交流組織の協力要請から開始した。しかし、質問紙を届けるべき経験者へのアクセスは非常に難しかったので、本調査の広報活動を拡げ、平成 26 年 11 月 NHK テレビの取材に協力し、同年 12 月に司法記者クラブでアンケート募集の記者会見をし、全国紙や地方紙など新聞の取材に応じ、計 6 回記事が掲載された。

なお、質問紙の交付は、経験者に裁判終了後に渡されるバッジの裏に記載された通し番号の記載などで確認のうえ行うこととした。

2. グループ面談・個別面談調査

上記質問紙の回答結果について、聞き手のいる対話形式で確認するために、1 の回答者にグループ面談への協力を依頼。臨床心理士(カウンセラー)、当ネットワーク所属の弁護士が立ち会い、平成 26 年 3 月および 4 月に実施。

3. 公開シンポジウムの開催

上記 1 および 2 の成果をもとに、裁判員のこれらの負担の実態とその軽減策を市民と多職

種で包括的討論を行うために、平成 27 年 4 月 19 日に東京において公開シンポジウムを開催した。

4. その他

最高裁刑事局公表資料、当ネットワークがこれまでに 22 回開催してきた経験者交流会、法務省の司法研究その他の公表資料、および当ネットワーク所属の臨床心理士ほかのカウンセラー、研究者および弁護士のその他の知見を参照した。

【結果および考察】

1. アンケート

メディアで大きく報道されたにもかかわらず、合計回答者数は 42 名と少なかった。

(1) 回答者のプロフィール：回答者の性別、年齢別および職業別は、以下の表 1 から 3 のとおりである。同表には比較のため、最高裁判所事務総局発表の「平成 25 年における裁判員裁判の実施状況に関する資料(ダイジェスト版)」

(以下、「平成 25 年裁判員裁判実施状況資料」と称する。) に記載された、同年度の全国データを表示する。

表 1：平成 25 年裁判員裁判実施状況資料における裁判員と本研究アンケート回答者の性別比較

平成25年裁判員裁判実施状況 本研究アンケート			
性別	裁判員数 (割合)	回答者数 (割合)	
男性	5623 (55.9%)	24 (57.1%)	
女性	4319 (42.9%)	17 (40.5%)	
不明	116 (1.2%)	1 (2.4%)	
合計	10058 (100.0%)	42 (100.0%)	

表 2：平成 25 年裁判員裁判実施状況資料における裁判員と本研究アンケート回答者の年齢別比較

平成25年裁判員裁判実施状況 本研究アンケート			
年齢	裁判員数 (割合)	回答者数 (割合)	
20歳代	1392 (13.8%)	2 (4.8%)	
30歳代	2051 (20.4%)	8 (19.0%)	
40歳代	2461 (24.5%)	13 (31.0%)	
50歳代	1928 (19.2%)	11 (26.2%)	
60歳代	1903 (18.9%)	5 (11.9%)	
70歳代	203 (2.0%)	2 (4.8%)	
不明	120 (1.2%)	1 (2.4%)	
合計	10058 (100.0%)	42 (100.0%)	

上記比較によると、性別ではほぼ同比率である。年齢別および職業別では多少の差が認められるが、本アンケートのデータ数の少なさを考慮すると、本アンケート回答者に著しい偏りがあるとは認められない。

なお回答者の居住地は、東京都 8 名、大阪府・青森県各 7 名、千葉県 6 名、埼玉県 4 名、宮城県 2 名、徳島県・京都府・鹿児島県・茨城県・愛知県・福岡県・静岡県各 1 名、不明 1 名となっている。

表 3: 平成 25 年度裁判員裁判実施状況資料における裁判員と本研究アンケート回答者の職業別比較

平成25年裁判員裁判実施状況		本研究アンケート	
職業	裁判員数（割合）	回答者数（割合）	
お勤め	5592 (55.6%)	20 (47.6%)	
自営・自由業	717 (7.1%)	6 (14.3%)	
パート・アルバイト	1513 (15.0%)	6 (14.3%)	
専業主婦・専業主夫	972 (9.7%)	3 (7.1%)	
学生	99 (1.0%)	0 (0.0%)	
無職	745 (7.4%)	5 (11.9%)	
その他	256 (2.6%)	1 (2.4%)	
不明	164 (1.6%)	1 (2.4%)	
合計	10058 (100.0%)	42 (100.0%)	

(2) 関与した事件の起訴罪名および回答者が裁判手続きに参加した日数：平成 25 年裁判員裁判実施状況資料との比較は、以下のとおりである。

表 4: 平成 25 年度裁判員裁判実施状況資料の罪名別判決人員数と本研究アンケート回答者の担当裁判の起訴罪名数比較

平成25年裁判員裁判実施状況		本研究アンケート	
罪名	判決人員数（割合）	回答者数（割合）	
強盗致傷	301 (21.3%)	9 (21.4%)	
殺人	279 (19.7%)	17 (40.5%)	
傷害致死	162 (11.4%)	2 (4.8%)	
現住建造物等放火	127 (9.0%)	1 (2.4%)	
覚せい剤取締法違反	112 (7.9%)	4 (9.5%)	
その他	434 (30.7%)	9 (21.4%)	
合計	1415 (100.0%)	42 (100.0%)	

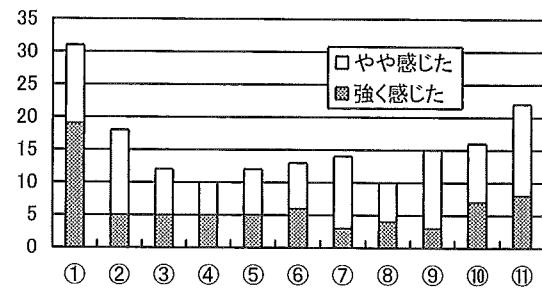
表 5: 平成 25 年度裁判員裁判実施状況資料の審理日数と本研究アンケート回答者の担当審理日数

平成25年裁判員裁判実施状況		本研究アンケート	
審理日数	件数（割合）	回答者数（割合）	
2日	13 (0.9%)	1 (2.4%)	
3日	189 (13.6%)	9 (21.4%)	
4日	259 (18.7%)	11 (26.2%)	
5日	163 (11.8%)	4 (9.5%)	
10日以内	518 (37.3%)	9 (21.4%)	
20日以内	184 (13.3%)	5 (11.9%)	
30日以内	31 (2.2%)	1 (2.4%)	
40日以内	20 (1.4%)	0 (0.0%)	
40日超	10 (0.7%)	0 (0.0%)	
不明	0 (0.0%)	2 (4.8%)	
合計	1387 (100.0%)	42 (100.0%)	
平均	8.1 日	6.6 日	

回答者が関与した事件では殺人事件（未遂を含む）が多くなっているが、その他の罪名ではそれほど著しい差はない。

回答者が関与した時期は、2009 年（7 名）から 2014 年（1 名）まで、2010 年が 14 名、2011 年が 6 名、2012 年が 11 名、2013 年が 2 名、不明 1 名となっている。制度導入当初は審理に長時間を要しない事案から取り上げられ、近年はかなり長期の審理も行われているが、平均審理日数（開廷から終結まで）で、平成 27 年 4 月末・速報では 7.0 日と本アンケートの平均 6.6 日とあまり差がない。

(3) こころの負担：感じたとの回答が 30、感じなかったという回答が 12 であったが、こころの負担を感じられた場合、それがどのようなものであったか（複数回答可）については、「人の運命を決めてしまうことへのこころの重さ」が一番多く 31 名（感じなかったと記入した回答者 1 名がこの項目に丸をつけている。）で、「守秘義務範囲不明確で家族等に話せない苦痛」が 22 名、「残酷な証拠写真などを見て」については 18 名、その他 9 項目につき、10 名から 16 名の回答者が丸を付けている。また、こころの負担を感じた時期については、審理前が 18 名、審理中が 22 名、審理直後が 21 名であり、1 年以上経ってとか、現在でもという回答者が 6 名あった。



1: どのような理由でこころの負担をどの程度強く感じたか？

<回答番号と選択項目>

- ①人の運命を決めてしまうことへのこころの重さ
- ②残酷な証拠写真、証拠物ないし証言を見聞いたことによるこころの重さ
- ③事件の審理により自分が犯罪を「追体験」することによる、「恐怖感」などのこころの重さ
- ④こころの重さに伴う身体の不調(吐き気、頭痛、不眠など)
- ⑤評議で自分の意見を言わなければならないことや、自分の意見と他の意見との調整による苦痛
- ⑥裁判所という日常から離された場所で長時間の勤務をすることへの不安
- ⑦日常の仕事・家事ができなくなり、または経済的損失を被ることへの不満やあせり
- ⑧被告人やその関係者に顔を知られ、後で何かされるのではないかと不安になった
- ⑨公判または評議で理解が難しいことがあり、あせりや無力感
- ⑩裁判員候補者及び裁判員であることを公にできなかつたことが苦痛
- ⑪「守秘義務」の範囲がはっきり理解できず、どこまで自分の経験を家族を含む他人に話してよいのかという戸惑い

(4) 事件の被害者と被告人との間に家族・親族関係があったケース：9 名が関与し、そのう

ち4名が、その家族・親族関係が事件についての判断に影響あったと回答し、そのうち2名が被告人に有利な影響があったと回答している。

(5) 裁判員経験の回答者の家族関係への影響: 8名の回答者が、子供や家族とのコミュニケーションが深くなり、地域のことや犯罪のことをお互いに話し合うようになったなどと記述している。

(6) 裁判員のこころの負担の軽減策: 図2にあるように、11項目の軽減策中で一番支持が多くかったのは、「裁判員の経験が社会に共有され、市民や企業の理解が深められるような機会を増やす」28名、次は「裁判員の職務について、事前に市民や企業の理解が深められるような教育・広報を増やす」23名、「裁判員の時間的・経済的負担を軽減するための休暇制度を確立するなど、社会的に制度を整える」と「守秘義務の範囲をさらに明確にする」が各22名、「他の経験者と経験や悩みを話し合い、交流する場を設ける」と「裁判員が審議中に不安や動揺を感じたとき、すぐに相談できるようカウンセラーを裁判所内に待機させる」が各21名などとなっている。

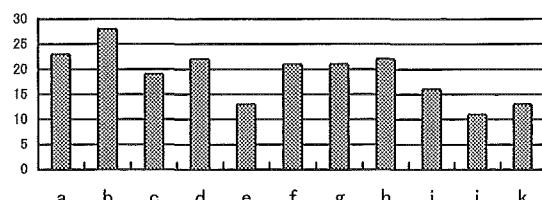


図2:こころの負担を軽減するためにはどのようにすれば良いか?

<回答記号と選択項目>

- a) 裁判員の職務について、事前に市民や企業の理解が深められるような教育・広報を増やす
- b) 裁判員の経験が社会に共有され、市民や企業の理解が深められるような機会を増やす
- c) 裁判員候補者に、裁判員の職務について、より具体的かつ丁寧に説明し、不安をできるだけ解消する
- d) 裁判員の時間的・経済的負担を軽減するための休暇制度を確立するなど、社会的に制度を整える
- e) 裁判員が審議中に不安や動揺を感じたとき、すぐに相談できるようカウンセラーを裁判所内に待機させる
- f) 他の裁判員経験者と経験や悩みを話し合い、交流する場を設ける
- g) 同じ事件を担当した裁判員たちが、事後に自由に(守秘義務違反の恐れなしに)交流できる場を設ける
- h) 守秘義務の範囲をさらに明確にする
- i) 評議に関する守秘義務を緩和する
- j) 最高裁判所が提供している「メンタルサポート窓口」を利用しやすく改善する
- k) 上記以外にも、裁判所及び裁判所以外(専門機関など)も心のケアの体制が整えられ、裁判員終了後も継続的にケアを受けられるようにする

2. グループ面談・個別面談調査

青森(2回)、東京(2回)および大阪(1回)において経験者計12名(男性9名、女性3名;年齢30代から60代)の参加を得た。印刷された質問の解答肢に該当の有無の記号を付し回答する上記アンケート(自由記述欄はあるが)と異なり、経験者との面談やグループワークでは、経験者自身の体験や感想を自ら言語化する作業を通じて、経験者自身に新たな気づきが生ずる。特にグループワークでは、他の経験者の発言に触発された新たな発見がお互いに生まれることがある。

こころの負担として、アンケート調査結果で多い順は図1の①②⑪⑩だが面談調査では、次に入る⑨評議の理解が難しいことによる焦りや無力感、⑤評議で自分の意見と他の意見との調整が苦痛、⑥日常から離れた場所で長時間勤務することのストレスのほうがより多く語られた。その結果、書面での回答と面談等での反応はやや異なる事例が見受けられた。例えば、アンケートでこころの負担は感じなかったと回答したある男性も、面談では、実際には精神的ストレスは強くあったこと、評議では裁判員同士で徹底的に意見交換し調整しあい、毎日疲れきって帰宅していたことを思い出したが、終了時には任務を全うした充実感と達成感の方が大きかったため、ストレスの自覚はしていないかった場合などである。

その評議で語り尽した思いを「これぞ民主主義そのものだった」と気づいて語っている。「裁判員経験によって市民になった思いがしている」との発言に、同席していた経験者らも頷いた。

こころの負担の多項目に該当したと回答したある人は、②もあったが、面談では、こころの負担のひとつとして評議で見ず知らずの人たちと協議していくことに最後まで緊張が解けず、疲労とストレスが高まっていったことを述べている。

別の場で、こころの負担はなかったと回答した女性も面談調査では、専門家にかかるほどではなかったため無しとしたが、人の運命を決める重さなどの負担を感じていたことが明らかになる。一方でこの経験を語り継承して役立てていければと、裁判員終了後に起こってきている積極的な人との関与の気持ちも語った。

さらに特徴的なことは、かなりの裁判員は被告人の罪や量刑を考えながらも、被告人をひと

りの人として考え、感じていることである。そこに自分の思いを重ねて、そのことからもこころの痛みが生じてくることも明らかになった。しかし多くの経験者はこころの負担はあったが使命を果たせた達成感と充実感をも強く味わい、自分の裁判員体験を意義あるもの、体験して良かったこととして述べている人が多い。そして、その体験を深めたり、社会にどう還元していくかと行動したり考えつづけている人も多かった。そのような事態を想定してこの面談調査が行われたもので、その意義はあったと考えられる。

3. 公開シンポジウムにおける討論

シンポジウムは「裁判員の体験と心のケア」というテーマをかかげ、第1部アンケート調査とグループ面談調査の結果報告、第2部パネルディスカッションという構成で開催した。参加者は、経験者、同経験のない市民、弁護士、法学者、臨床心理士、社会学者ら専門家ら約40名。調査結果やパネリストとして登壇した経験者の発表をふまえ活発な討論が行われた。

(1) 経験者2名による発表から

「こころの負担」との関連で重要と思われる発言を5つ紹介する。「被告人の境遇に自分と重ねて共感しつつ被害者の痛みも伝わった。たった3日間だったが非常に重い3日間だった」、「負担はあったが、よい意味での責任感をもちそれを達成できたとう喜びに近い感情になっていた」、「裁判員を通じて負担とは逆の意味で、人と関わりあって生きるということの良さ・意義を伝えることができたら裁判員の見方が変わってくるのではないか」、「参加したいという気持ちはあったが子供をおいて参加することに罪悪感（ストレス）があった」、「はじめて市民になったという実感、社会に参加したという実感があった」。

(2) 専門家の発言から

裁判員制度の設計にかかわった法律の専門家の発言を以下抜粋的に紹介する。「制度設計にかかわったが、心の負担は突っ込んで議論していない」、「なぜ負担があるか。それはそれだけ任務が重要だからで、責任の重さの裏返しでもある。負担であるといいつつ良い経験であったとの評価が大多数であるのはそれゆえで

はないか。」、「経験が非日常であることに加え、その解消にも『他人に話して楽になる』という日常的な方法が使えない」とされている点が重要。」「ストレスの内容としては、裁判員の仕事の内容を知らないことに起因するストレスと経験したことが原因のストレスと大きく2つに分類できる。」「前者は知れば解消できるから情報を広く伝えることが有効であり、後者は福島[裁判員ストレス障害]国賠訴訟以降注目されているが不必要的残酷な証拠は使わないとか選任手続きで告知して辞退を認めるなどの対応がありうる。」「また裁判員を孤立させないことが重要である。」「アメリカで行われている、同じ非日常の経験をしたグループに対するディブリーフィングという試みが参考になる。カウンセラー等心理の専門家が当該裁判を傍聴したうえで、陪審員に対してストレスを感じるのはあなた一人ではないと伝え、グループで話し合う。裁判官も同席する場合がある。」「日本の裁判所も努力しているようだがこの問題は法律家だけでは対応できず、医療の分野と連携した、より開かれたサポートの体制作りが必要である。」

ディブリーフィングについては、臨床心理士から「日本では、地震などの災害後の支援方法のひとつとして知られている。しかし、アメリカと日本という文化的違いを考慮する必要があることから、その使用が控えられた経緯がある。心のケアとの関連ではおそらく、「役割解除」という側面がポイントになるのであろう」という説明があった。

4. こころの負担の実態についての考察

(1) アンケート結果でも明らかのように裁判員のこころの負担は、審理前、審理中および審理後にも生じている。その実態は、おおよそ以下のとおりである。

(ア) 非日常的な未知の物理的・心理的環境へ投入され緊張し、日常の仕事・生活に困難を感じことの不安: 裁判員は、裁判所という非日常の中に投げ込まれ緊張する上に、これまでの日常（裁判所の外）から遮断され不安を感じる。関係裁判官等の個別の努力によりある程度は対処できているが、個別の裁判体によりバラツキがあると認められる。この裁判所側の努力としては、制度や法律問題につき、分かりやすく説明をする、この際場合によりユーモアを交え

るなど裁判員に対し親しみを覚えさせる態度で接する、評議室に花を飾ったりお菓子を提供（裁判官のポケットマネーで？）するなどがある。しかし、外部と断絶した環境の中で、家庭や職場での仕事や人間関係への心配は、多かれ少なかれすべての裁判員に共通する負担と考えられる。

（イ）審理・評議において、見慣れない手続きの進行状況を理解し、自分の意見を述べなければならないという責任と心理的重圧感：我が国では、公私の組織・人間関係において、個人が自分の意見を持ちそれを明確に（言葉によって）表現することは通常期待されず、家庭および学校教育上もその訓練が行われていない。相手の立場をお互いに「察し会い」、その場での必ずしも言葉で表現されないコンセンサスを作るため、周りの意見（空気）に同調しようとする傾向がある。裁判員裁判の評議において、裁判長から意見を求められ、「他の人の意見と同じです。」的な発言に対し、「それでは困ります。ご自分の意見を言ってください。」と迫られる場面もあったと報告されている。今まであまり明確にせず自覚的でなかった自分の意見や考えを言葉にしていく作業、さらに他の裁判員と意見を調整していく取り組みには、多大なエネルギーを投入して疲れ果てたとは、何人もの人が語っていて、任務終了後、一日仕事を休んだという男性もいる。自分の意見を求められることは、多くの市民にとって、戸惑いと緊張と苦悩を伴う自己への新しい挑戦とも考えられる。

（ウ）審理中の凄惨な証拠等の見聞：諸新聞で報道された通り、福島地方裁判所郡山支部で行われた強盗殺人事件の裁判員になったことで急性ストレス障害になった原告女性が、裁判員制度が「意に反する苦役」などを禁じている憲法に違反するとして国家賠償請求を求めた事件で、福島地方裁判所は平成26年9月30日に請求棄却の判決をした（控訴中）が、この症状と裁判員を経験したこととの間に因果関係を認めた。

この訴訟（本論文中で「福島裁判員ストレス障害国賠訴訟」という。）提起を契機として、裁判

所は残酷な証拠は必要性が高くないと採用しない、採用する場合には選任手続きで説明して精神的に耐えられない人には辞退の自由を認めるようになった、また証拠のカラー写真に代え黑白写真の使用を勧めるなど提出証拠の量および方法につき検察側に慎重に対処を求めるなど裁判員のこころの負担について組織上の一定の配慮をするようになったと評価される（南部さおり「裁判員のストレスと「苦役」に関する一考察」（平成27年）参照）。

（エ）人の運命を決めてしまうことへのこころの重さ：こころの負担を感じなかつたと答えた裁判員であっても、特に死刑事件などに自分がかかわることを想定すると「こころが重くなる」ことを認めている。裁判というシステムが社会的存在である人間の守るべきルールとして機能するうえで誰かがその運用にかかわることが必要で自分が責任を持つ状況では感情的には犯罪や刑罰と正面から向き合わなければならぬ重圧を感じるのは無理もないことである。しかし心の重さがあることは任務が重大で責任があるからであって、それは他方で、充実感、やりがいにも通じる面があることも理解しておく必要がある。

（オ）守秘義務との関係で、審理前、審理中および審理後も、自分の体験や意見を家族のみならず一切他人に話せない（分から合えない）苦痛：人間には自分の体験や思いを他と分かち合いたいという、本能的な欲求がある。裁判員に選任後、審理中と審理終了後を問わず、裁判員たちは罰則付き（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金；裁判員法第108条）の「守秘義務」（評議の秘密その他の職務上知りえた秘密などを漏らしてはならないという義務。裁判官には罰則の直接の適用がない。）に縛られて、必要以上のこころの負担を感じているのが現状である。法廷での見聞事項や全般的な感想は述べていいことになっていても例えば、裁判長が「評議室で起こったことは一切外で話してはいけない。」といった疑義のある（広すぎる）指示に縛られてしまうという具合である。制度の違いとはいえ、審理終結後は自らの体験を自由に人と話せる米国の陪審員とは、大違いである。

この守秘義務は、検察官が不起訴とした案件につき選ばれた市民がその妥当性を審査する検察審査会の委員に課せられている「守秘義務」(検察審査会法第 44 条)とほぼ同じ範囲および罰則であるが、その現実の心理的効果は著しく異なっている。すなわち、検察審査委員は裁判員と同じく市民から選任されるが、その任期は原則六か月であり、その間多数の案件を処理し、慣れが生ずるとともに、気心が知れるようになる同僚の委員たちと自分の経験や感想を内部で自由に話し合い(シェアリング)しながら職務を全うできる。一回限りの事案に関わる裁判員たちの評議室以外ではほとんど物言えぬ心理的負担とは著しく異なる。しかも、審査委員の職務終了後は、各地方裁判所内に設置された検察審査会委員 OB たちの交流組織で定期的に話し合いや交流ができるのである。

この裁判員への心理的縛りは、職業裁判官の場合と比べても、不当と考えられる。裁判官は任官当初は多くの裁判員が経験するような緊張と不安にさらされされる。しかし、同僚や上司の裁判官たちや裁判所職員との間では、担当事件についての体験や感想を内部で自由に話しながら、職業裁判官として育っていくのである。裁判員と異なり、職業裁判官は守秘義務の心理的縛りによる負担とは無縁といって良い。

(カ) 上記 2. で述べたように、アンケートでこころの負担は感じなかつたと回答した人も、面談では、実際には精神的ストレスはあつたが、任務を全うした達成感の方が大きかつたため、ストレスの自覚はしていなかつたことは、注目すべきである。すなわち、裁判員が充実した審理・評議への参加がなされたと感じたときに、そのこころの負担は著しく少なくまたはないと感じられたものと思われる。

(2) このような負担を自覚するしないに関わらず、多くの経験者たちが、その経験を積極的に評価している。

最高裁判所発表の「裁判員制度の実施状況について」(制度施行～平成 26 年 12 月まで)によると、裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかつた」または「やりたくないなかつた」と裁判所のアンケートに回答した人が 51. 0% に上っていたが、審理終了後では、合計 95. 5% の人が「非常に良い経験を感じた」または「良い経験を感じた」と回答していることである。

本研究でも、多くの裁判員たちがその職務を通じて、自分自身の在り方や、家族との人間関係、地域社会への思いなどを改めて考えるようになっている。すなわち、犯罪の加害者と被害者それぞれの立場に、自分自身や家族を置いてみたり、犯罪と地域社会の関係に気付いたり、刑罰の在り方や受刑者の処遇に关心を持つといった具合である。職業裁判官にとってはその関与する刑事裁判は数多くの同種事件の一つにすぎず、いわば統計の中の一部でしかない。一方裁判員たちにとっては、事実上一生に一度の非日常体験であり、関与事件に現れた人間関係や社会問題につき強い関心を持たざるを得ないためと考えられる。裁判官の立場は、事件そのものやその登場人物たちを客観的に眺め、法規・先例に従って処理しがちであるが、裁判員たちは事件そのものや登場人物たちをより身近に感じている、ともいえる。

また、裁判員裁判への関与が充実したものであったと感じる裁判員たちの、「自分は市民になった。」、「これこそ民主主義である。」といった感想は、この制度が目指した司法への国民の理解とその国民的基盤を強化が一部ではあっても達成されていることを示している。

この裁判員制度・経験者のもたらしたものとして市民やわが国社会への積極的な貢献と考えられるが、その意義を社会全体に伝達するためには、前掲の「守秘義務」による裁判員たちへの法律的かつ心理的縛りが障害になっている。制度の積極面、その意義と実態が、裁判員たちの周りの人々や国民全体に伝えられていいくことが、必要である。

5. 裁判員裁判と家族関係

(1) 量刑への影響

ア 裁判員制度開始前の家族間の犯罪の量刑に対する市民の意識(職業裁判官と比較して)

平成 17 年、司法研修所は最高裁判所からの委託を受け、一般国民 1,000 人と裁判官 766 人を対象に、家族間の殺人事件の量刑に対する意識に関するアンケート調査を行った。これは、裁判員制度導入を視野において行われたものである。それによると、以下の結果が得られた(司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究—殺人罪の事案を素材として—』平成 19 年))。

(ア) 被害者が親の場合

被害者が被告人の親であった場合について、一般国民の回答は、刑を重くする方向に影響するという意識と、量刑にさほど影響しないという意識が同程度に存在した。他方、裁判官の回答は、量刑にさほど影響しないという意識が多くた。このように、被害者が親である場合については、一般国民の方が、刑を重くするという意識が比較的存在することが窺われた。

(イ) 被害者が 10 歳以下の子の場合

被害者が 10 歳以下の子であった場合について、一般国民の回答は、刑を重くする方向が主流ではあるが、量刑にさほど影響しないという意識もあることが窺われた。他方、裁判官の回答は、量刑にさほど影響しないという意識と、刑を重くする方向に影響するという意識が存在することが窺われた。このように、被害者が 10 歳以下の子である場合については、一般国民の方が、刑を重くするという意識が比較的強いことが窺われた。

(ウ) 被害者が配偶者の場合

被害者が配偶者である場合について、一般国民の回答は、量刑にさほど影響しないという意識が主流であるが、重くする要素であるという意識もあることが窺われた。他方、裁判官の回答は、量刑にさほど影響しないという意識が主流であることが窺われた。

イ 裁判員裁判におけるこれまでの量刑傾向

裁判員裁判施行後における家族間の犯罪についての量刑傾向に関しては、公刊された統計がまだない状況であり、また事案ごとの個別性が強いため、どのような要因が影響しているのか必ずしも明らかではない。ただ、たとえば殺人既遂の事案で、検察官の求刑が 5 年を超える死刑もあり得たものの執行猶予が付されたという事案についてみると、いずれも家族間の犯罪であり、動機や犯行に至る経緯について被告人に同情すべき事情が認められている事案が多い。量刑の理由において、被告人の立場に自分自身を置き換えてみて状況を想像している判決もある（現代人文社『裁判員裁判の量刑』平成 24 年）。もっとも、これらの判決では、犯行の動機や経緯も併せて考慮された上で、被告人に対する非難の程度が和らぐと判断されてお

り、単に「家族間」の犯罪であるというだけで直ちに同情すべき事情とされているわけではないことに注意が必要である。

他方、傷害致死の事案で、被害者が「配偶者」や「子」であるものについては、裁判員裁判になって量刑傾向が重くなっている。これは、そもそも従来の量刑が軽かったという裁判員の価値判断が反映していると指摘されている（同上）。一方、被害者が「親」の傷害致死事案では、量刑傾向に顕著な変化は見られない。これは、被害者が親の場合は、従前から量刑が重かったので裁判員裁判になんて変わらないということではないかと指摘されている（同上）。

ウ 当研究で明らかになった傾向

【結果および考察】1. (4) にあるように、被害者との家族関係を被告人に有利に勘案したとの回答が 2 件あったが、データ数が少ないため、上記アおよびイと異なる傾向が認められたとまでは言えない。

(2) 裁判員自身とその家族の関係

【結果および考察】1. (5) にあるように子供や家族とのコミュニケーションが深くなり、地域のことや犯罪のことをお互いに話し合うようになったとの回答は、裁判員が当該事件の加害者や被害者の立場に自ら、または家族を置いてみるとことから生じた反応であると考えられる。これは、裁判官の場合にも生じうる反応であるが、一生に一度の体験ともいえる裁判員の場合にはより大きな頻度で起こるものと考えられる。

【こころの負担軽減策の提案】

こころの負担が生ずる原因として、審理前から発生する、裁判員にとっての制度や役割についての情報不足から生ずる緊張、不安や怖れと、審理中または審理後に発生する個別的なこころの負担（裁判員の孤立）とがある。これに対処するためには一般的な情報の提供と個別的な手当の双方が必要となる。

1. 審理前の手当て

(1) 刑事裁判および裁判員制度の広報: 学童、学生、社会人への制度の仕組みおよび意義（任務・責任の両面性、達成感と人の人生に関わる

ことへの重圧感) の伝達

(2) 裁判員選任後の裁判所による手続きのより分かりやすい説明

(3) 裁判参加を可能にするための企業、雇用主への有給休暇付与の義務付けその他の制度的配慮 (環境整備)

2. 審理中の手当て

(1) 審理計画中で、不必要的残酷な証拠を提出しないなどの配慮:【結果および考察】4.

(1) (ウ) で触れているように、現在では、法廷で検出される残酷な写真等を必要最小限にする努力が裁判所、検察官および弁護士たちによりなされているが、裁判員のこころの負担への配慮のあまり、事実の認定および量刑判断上差支えが生ずる危険があるとも指摘されている。

(2) 裁判官による裁判員の精神的・肉体的状態への配慮:裁判官の裁判員のこころの負担の実態および臨床心理一般への理解増進が望まれる。

(3) 審理中の裁判員の心理的状況に対処するための評議室外での臨床心理士等専門家の待機:家庭裁判所で少年事件等の経験のある臨床心理士などの心理専門家、およびその退職者等を起用すれば比較的簡単に手配できると思われる。

(4) 裁判員の守秘義務の範囲についての明確な立法ないし統一解釈と裁判官によるその説示:守秘義務は、(ア) プライバシーを守る、

(イ) 評議での自由な意見交換を促がす、および(ウ) 評決の正当性を守るといった範囲に限定すべきである。

3. 審理後の手当て

(1) 裁判所が提供する裁判員メンタルヘルスサポート窓口の充実:制度施行から平成26年5月までの利用件数が275件と報告されている。その内訳は、電話が239件、Eメール12件、面接24件で、利用の内容は、健康相談70件、メンタルヘルス相談205件となっている。健康相談の内訳は、病気の懸念(48.6%)と健康不安(25.7%)が多く、メンタルヘルス相談では、話を聞いてほしい(31.7%)、メンタル症状が出ている(29.0%)、不安についてのアドバイス(18.0%)、問い合わせ(14.5%)などとなっ

ている。医療機関紹介件数はメンタルヘルスで5件のみ、となっている(法の支配177号<関連資料>図表84(113頁)参照)。

この窓口の運営は民間業者に一括委託されている模様だが、詳細は判明しない。この実態を明らかにし、外部専門家などからの建設的意見を聴取すべきである。その上で、裁判所内部で、臨床心理専門家を起用して、経験者が利用しやすくするための制度の設計・運営を工夫すべきである。

(2) 経験者の交流(経験のシェアリング)を増進するため、裁判所が主催ないしサポートする交流組織の創設:裁判員にとって、評議はグループ討論への参加に相当する。よって、グループ体験への支援的アプローチは不可欠である。米国の一報の裁判所で行われているディブリーフィング(Debriefing)は、陪審員だけではなく裁判官も含めて実施されている点で注目すべきものがあり、その現状を精査し、日本の裁判員支援への応用可能性を早急に検討すべきである。

我が国の臨床心理の分野で採用されているグループワークも有効である。当経験者ネットワークでは、制度開始直前から裁判員のこころの負担に対処するため何度も最高裁判所にその提案したがいまだ採用に至っていない。これまで22回にわたり臨床心理士等心理専門家と弁護士の双方立会いの上で、経験者の交流会という形でこのグループワークを行ってきたが、これに参加した経験者の延べ人数は約100名に過ぎない。交流する場所および運営資金の上でも限界がある。このようなグループワーク形式の経験者交流会を公費で裁判所が呼び掛けて行うことが望ましい。現在裁判所は検察審査会委員OBの交流組織を裁判所構内に設置しているので、同様な組織を経験者たちのためにも用意できるはずである。

(3) 裁判所外における経験者交流組織の運営をサポートする措置:上記(2)の裁判所主催の交流会が実現した場合であっても、裁判所外での私的な経験者交流機会を裁判所が少なくともその存在を経験者たちに知らせるといったサポートをすることが望ましい。

(4) 裁判所がこれまで審理終了後に行ってきた裁判員へのアンケートの中に、こころの負担の有無についての質問項目の追加:これにより裁判所が直接裁判員のこころの負担につき情報を得て、それに有効に対処する方策を構ずることができると考えられる。

【おわりに】

今回の調査から明らかになったように、裁判員が感じているこころの負担の実態は、その時期および態様において多種・多様と言える。同時に、裁判員の味わうこころの負担は、裁判員を成し遂げた充実感・達成感と「表裏一体」の可能性があるという前提で捉えられ、その一方のみを取り上げ論じることは実態にそぐわないことも示唆された。また、この実態に対応する制度上の手当ては十分でなく、早急に改善を要することを指摘した。

裁判員は被告人の罪と罰のみに注目するだけでなく、被告人を人間として捉えて、自己を顧み、家族をはじめとする人間関係や地域社会の在り方にも思いを致すと考えられる。それは、経験者交流会（経験者ネットワークにて開催）にみえる経験者の語りから実感していたことではあったが、本研究を通して「裁判員になる体験」の内実を社会的に共有できる形で示すことができた。

本研究を一つのきっかけとして、裁判員の体験について心理学・社会学・法学・医学など多領域からの協働研究がすすみ、各地での裁判員制度関連の市民活動と相俟って、裁判員制度がさまざまに工夫され、より良い運営がなされることを期待する。そして、我が国の刑事司法への新たな展開の深化、さらには民主主義における「市民」意識の浸透へつながることを願ってやまない。

＜付記＞経験者ネットワークは、裁判員制度当初から、裁判員経験に伴うであろうこころの負担に注目して、活動を続けてきた。この度我々が取り組んできたテーマについて「明治安田こころの健康財団」からの助成をうけて本研究が可能になったこと、また研究趣旨に賛同し貴重な体験を開示してくださった経験者はじめ、ご協力いただいた関係者の皆さんに感謝したい。

【参考文献】

最高裁判所、裁判員裁判の実施状況について
(制度施行～平成27年4月末・速報)

http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_1f/h27_4_saibaninsokuhou.pdf

最高裁判所事務総局「平成25年における裁判員裁判の実施状況に関する資料(ダイジェスト版)」

http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_1f/h25_siryo_digest.pdf

最高裁判所「裁判員制度の実施状況について」
(制度施行～平成26年12月まで)、

http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_1f/27.4jissi.pdf

南部さおり、「裁判員のストレスと「苦役」に関する一考察」、横浜市立大学論叢人文科学系列66巻2号（平成27年）

司法研修所、『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究 一殺人罪の事案を素材として一』（平成17年）

日本弁護士連合会裁判員本部編『裁判員裁判の量刑』、現代人文社（平成24年）

法の支配177号（特集・裁判員裁判制度）（平成27年）

松村良之・木下麻奈子・太田勝造編著、『日本人から見た裁判員制度』（勁草書房、平成27年）

裁判員経験者ネットワークホームページ URL
<http://www.saibanin-keiken.net/>